

## クレジットカード納付のQ & A

### ○ クレジットカード納付について

1. クレジットカード納付が可能な税目を教えてください。また、附帯税（加算税、延滞税等）もクレジットカード納付は可能ですか。
2. 夜間や休日にも利用できますか。
3. 領収証書は発行されますか。
4. 決済手数料とは何ですか。
5. なぜ利用者が決済手数料を支払わなければならないのですか。
6. 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口でもクレジットカードで納付はできますか。
7. 一度クレジットカード納付の手続を行うと、次回以降も自動的にクレジットカード納付はされますか。

### ○ 納付手続について

8. クレジットカード納付を利用するために準備するものはありますか。
9. 納付手続の取消しはできますか。
10. クレジットカード納付の手続を行った後に納税の猶予は受けられますか。
11. 納付手続の手順はどのようになりますか。
12. 「国税クレジットカードお支払サイト」の課税期間、申告区分、税額等は何を入力するのですか。
13. クレジットカード納付の納付手続内容を後日確認することはできますか。
14. 納付手続完了メールとはどのようなものですか。
15. 納付手続の完了ページを印刷することはできますか。
16. クレジットカード利用代金の引き落とし日が法定納期限よりも後になった場合、延滞税は発生しますか。
17. クレジットカード利用代金の支払回数は選べますか。
18. 家族等の国税を納付することはできますか。
19. 所得税や消費税などの複数の税目をまとめて納付手続することはできますか。
20. クレジットカード利用代金の引き落とし日はいつになりますか。

## 1. クレジットカード納付が可能な税目を教えてください。また、附帯税（加算税、延滞税等）もクレジットカード納付は可能ですか。

答 次の税目の納付が可能です。  
また、本税に加えて、附帯税（加算税、延滞税等）の納付も可能です（附帯税のみの納付も可能です。）。

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 法人税（連結納税を含む）
- ・ 地方法人税（連結納税を含む）
- ・ 相続税
- ・ 贈与税
- ・ 源泉所得税及び復興特別所得税（告知分のみ）
- ・ 源泉所得税（告知分のみ）
- ・ 申告所得税
- ・ 復興特別法人税（連結納税を含む）
- ・ 消費税
- ・ 酒税
- ・ たばこ税
- ・ たばこ税及びたばこ特別税
- ・ 石油税
- ・ 石油石炭税
- ・ 電源開発促進税
- ・ 揮発油税及び地方道路税
- ・ 揮発油税及び地方揮発油税
- ・ 石油ガス税
- ・ 航空機燃料税
- ・ 登録免許税（告知分のみ）
- ・ 自動車重量税（告知分のみ）
- ・ 印紙税

（注）1 「告知分」とは、国税通則法第36条の規定により、税務署長が行う納税の告知を指します。  
2 印紙を貼り付けて納付するなど、納付書を添えて納付されない税目は除きます。なお、源泉所得税及び復興特別所得税（告知分以外）、源泉所得税（告知分以外）は、平成29年6月からの開始を予定しています。

## 2. 夜間や休日でも利用できますか。

答 クレジットカード納付は夜間休日を問わず、24時間いつでもご利用が可能です。  
※ メンテナンス作業等でご利用いただけない時間が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 3. 領収証書は発行されますか。

答 領収証書は発行されません。  
領収証書が必要な場合は、現金に納付書を添えて最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口で納付してください。  
なお、金融機関や税務署の窓口ではクレジットカードによる納付はできません。

## 4. 決済手数料とは何ですか。

答 決済手数料とは、クレジットカード納付をご利用になる場合、納付される税額に応じて、国税庁長官が指定した民間の納付受託者が決定するものであり、納付税額とともにお支払いいただく必要があります。  
なお、決済手数料は、国の収入になるものではありません。  
※ 決済手数料は納付税額が最初の1万円までは76円（消費税別）、以後1万円を超えるごとに76円（消費税別）を加算した金額となります。  
なお、お支払いいただく決済手数料については、「国税クレジットカードお支払サイト」において、シミュレーション計算が可能ですので、ご活用ください。

## 5. なぜ利用者が決済手数料を支払わなければならないのですか。

答 クレジットカード納付は、国税庁長官が指定した民間の納付受託者が、利用者から納付の委託を受けて、立替払いにより国に納付する仕組みとなっています。  
このため、納付受託者が国へ納付した後、利用者から代金が支払われるまでの間、一定のタイムラグが生じることとなり、納付受託者は貸倒リスクを負う一方、利用者は納付繰り延べなどの利益を得ることとなります。  
決済手数料は、このような納付受託者のリスクや利用者自身が享受する利益に対して納付受託者が決定しているものであることから、利用者自身にご負担していただく必要があります。  
なお、決済手数料は、国の収入になるものではありません。

## 6. 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口でもクレジットカードで納付はできますか。

答 金融機関やコンビニエンスストア、税務署の窓口ではクレジットカードによる国税の納付はできません。クレジットカードによる納付は、「国税クレジットカードお支払サイト」を通じてのインターネットを利用した納付手続となりますので、パソコンやスマートフォン等から納付手続を行ってください。

## 7. 一度クレジットカード納付の手続を行うと、次回以降も自動的にクレジットカード納付はされますか。

答 クレジットカード納付は継続的な手続ではありませんので、その都度納付手続を行う必要があります。

## 8. クレジットカード納付を利用するために準備するものはありますか。

答 次の2つをご準備ください。

- ① クレジットカード納付を行う国税の申告書や税務署から送付される各種通知書など納付する税目や金額等がわかるもの  
※ クレジットカード納付を行う際には、確定申告書や税務署から送付される各種通知書等を基に、国税の種類（税目）、課税期間や納付金額などを入力する必要があります。
- ② クレジットカード  
利用できるクレジットカードは、以下のいずれかのマークがついているものです。  
Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARD



## 9. 納付手続の取消しはできますか。

答 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできませんのでご注意ください。  
誤って納付手続をされた場合は、後日税務署から還付等の手続を行うこととなりますので、所轄の税務署へご連絡ください。

## 10. クレジットカード納付の手続を行った後に納税の猶予は受けられますか。

答 納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。

## 11. 納付手続の手順はどのようになりますか。

答 「国税クレジットカードお支払サイト」において、次の手順で納付手続を行います。

- ① 利用規約の確認  
・ご利用に当たる注意事項等を確認し、納付手続を開始してください。  
↓
- ② クレジットカード納付を行う税金の情報を入力  
・税金の種類（税目）や課税期間、申告区分（確定申告など）を入力し、納付する税額を入力してください。  
↓
- ③ 利用するクレジットカードの情報を入力  
・ご利用されるクレジットカードの番号や、納付手続完了メールの送信先アドレスなどを入力（推奨）してください。  
↓
- ④ 入力内容の確認  
・納付手続を行った後で手続の取消しなどはできませんので、入力内容を確実に確認してください。  
↓
- ⑤ 納付手続の確定  
・「納付」ボタンを押すことで、納付手続が確定します。  
なお、納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできませんのでご注意ください。  
↓
- ⑥ 手続の完了  
・納付手続の完了ページが表示されますので、表示画面を印刷するなどして保存（推奨）してください。  
↓
- ⑦ クレジットカードの決済  
・カード会社の会員規約に基づきお支払いください。

12. 「国税クレジットカードお支払サイト」の課税期間、申告区分、税額等は何を入力するのですか。

答 ご自身で作成した確定申告書や税務署から送付される各種通知書等に基づき入力してください。詳しくはクレジットカード納付手続の流れをご覧ください。

13. クレジットカード納付の納付手続内容を後日確認することはできますか。

答 クレジットカード納付の納付手続内容を後日確認することはできません。  
後日の確認が必要な場合は、「国税クレジットカード納付お支払サイト」において納付手続終了時に表示される納付手続完了ページ画面の印刷等をしていただくか、納付手続完了メールをご活用ください。  
なお、クレジットカードの利用明細にはクレジットカード納付を行った情報が記載されます。  
(利用明細における主な税目の記載例)  
申告所得税及復興特別所得税 または シヨクソウジク/フツコクゼイ  
消費税及地方消費税 または ヨウセ/チホウヨウセイ  
法人税 または ホウジンゼイ  
※ 記載される金額は納税額と決済手数料を合計した金額となります。  
なお、利用明細記載内容は、カード会社が規定した内容となります。

14. 納付手続完了メールとはどのようなものですか。

答 「国税クレジットカードお支払サイト」において、メールアドレスを入力の上、納付手続が完了すると、その納付手続内容が記載されたメールが届きます。件名を「国税のクレジットカード納付手続完了のお知らせ」とするメールに、納付情報（納付区分番号、税額等）、クレジットカード情報が記載されたものとなります。  
なお、納付手続完了メールには、納税者のクレジットカード番号や氏名・住所等の情報は含まれておりません。

15. 納付手続の完了ページを印刷することはできますか。

答 「国税クレジットカードお支払サイト」の納付手続の完了ページに表示される「印刷」ボタンをクリックしていただくことにより可能です。

16. クレジットカード利用代金の引き落とし日が法定納期限よりも後になった場合、延滞税は発生しますか。

答 クレジットカード納付については、国税通則法第34条の3により、納付手続が完了した日をもって延滞税や利子税を計算することとなっておりますので、法定納期限内に「国税クレジットカードお支払サイト」において、その手続を完了していれば、クレジットカード利用代金の引き落とし日が法定納期限よりも後になった場合でも延滞税は発生しません。  
なお、法定納期限後に「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続を行った場合には、延滞税等が発生することがありますので、ご注意ください。

17. クレジットカード利用代金の支払回数は選べますか。

答 お支払は、一括払い・分割払い（3回、5回、6回、10回、12回）又はリボ払いの中からお選びいただくことができます。  
なお、分割払い又はリボ払いの場合は、利用額に応じた決済手数料に加えて、各カード会社の定める手数料が発生する場合がありますので、あらかじめカード裏面に記載されているカード会社へお問い合わせください。  
※ ご利用されるクレジットカードにより、支払方法が選択できない場合があります。

18. 家族等の国税を納付することはできますか。

答 ご家族等の国税もクレジットカードによる納付は可能です（利用者情報にご家族等の情報を入力してください。）。  
なお、クレジットカード納付は、カードの名義人の方が行ってください。

19. 所得税や消費税などの複数の税目をまとめて納付手続することはできますか。

答 所得税や消費税などの複数の税目をまとめて納付手続することはできません。税目ごとに納付手続をしていただく必要があります。

20. クレジットカード利用代金の引き落とし日はいつになりますか。

答 クレジットカード利用代金のお支払は、カード会社の会員規約に基づくお支払となります。カード会社により、支払日等が異なりますので、利用状況や支払予定日等については、カード会社が発行する利用明細でご確認いただくか、カード裏面に記載されているカード会社へお問い合わせください。